

## 第3回 二宮町新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項

### 決定事項

#### 緊急事態措置に係る県の実施方針に基づく町の対応について

##### 1. 町の職員の在宅勤務について

- ☞ 令和2年4月20日より職員の在宅勤務を実施する。  
期間については、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されるまでとする。  
対象となる職員、在宅勤務に伴う体制等については各部署にて状況を判断し調整を行う。

##### 2. 生活支援臨時給付金（仮称）事業の実施について

- ☞ プロジェクトを福祉保険課の直下に設け対応を行う。  
プロジェクトを設けることに伴い、機構変更を行う。